

# 第 5 章

## 重点施策

本章では、環境をより良くするうえで、重点的に取り組むべき内容を明らかにします。

なお、重点施策は本市において特に重要と考えられる項目を取り上げます。

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 森林の保全及び緑の保全
- 3 まちの美化に関する取組の推進
- 4 元小山川における水質改善の推進



## 1. 地球温暖化対策の推進

### ■背景

平成 27 年度（2015 年度）末に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、令和 2 年（2020 年）以降の国際枠組み「パリ協定」が採択され、発展途上国を含めたすべての国において、それぞれの排出量削減目標に向けた対策を行っていくことが義務づけられました。また、令和 3 年（2021 年）11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

日本においては、平成 28 年度（2016 年度）に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、新たな温室効果ガス\*排出量の削減目標（令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減）の下、目標年度である令和 12 年度（2030 年度）に向けた取組が進められています。また、令和 2 年度（2020 年度）に「令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス\*排出量実質ゼロ」（カーボンニュートラル\*）を宣言し、令和 3 年度（2021 年度）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、脱炭素社会の実現に向けた基本理念が明記されました。

以上の国内外の動向を踏まえ、地方自治体においても温室効果ガス\*排出量の削減が急務であることから、本市においてもより一層の取組推進が求められます。

### ■これまでの取組状況

本市においては「本庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、「本庄市環境マネジメントシステム\*」を構築及び運用することで、事務事業における温室効果ガス\*排出量の削減を行ってきました。令和 3 年度（2021 年度）の事務事業における温室効果ガス\*排出量は、平成 25 年度（2013 年度）比で 18.0%減の 5,691,977kg-CO<sub>2</sub>/年でした。

また、令和 3 年度（2021 年度）に「本庄市ゼロカーボンシティ\*宣言」を発表し、令和 32 年（2050 年）における二酸化炭素\*排出量実質ゼロの実現を目指す本市としては、市、市民及び事業者が一体となって再生可能エネルギー\*の活用等、省エネ・創エネの取組を進めていく必要があります。

### ■施策の概要

#### 1. 再生可能エネルギー\*設備の設置・導入支援をします。

本市は、令和 3 年度（2021 年度）に「本庄市ゼロカーボンシティ\*宣言」を発表し、より一層の地球温暖化対策の取組を進めています。ゼロカーボンシティ\*の実現のためには、環境負荷が少なく安定供給が可能なエネルギーである再生可能エネルギー\*を活用し、市域における環境負荷の低減に努めることが必要です。そのため「本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金」、「本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金」、「本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金」等の活用により、住宅や事業所への再生可能エネルギー\*の設置・導入を支援しています。

## **2. 環境学習に活用できる資料を提供します。**

地球温暖化防止に向けた取組を実践していく上では、取り組む一人一人が地球温暖化を自分たちの問題としてとらえ、環境負荷の少ない行動へ主体的に取り組むための基盤づくりとなる環境教育・環境学習が重要です。

そうした環境教育・環境学習を促進するツールとなる資料を小学生等を含む市民へ提供します。なお、提供する資料は地域に根差した内容とし、本市が行う地球温暖化防止の取組などを交えながら、市民における地球温暖化問題への理解促進、取組意欲の向上へつながる内容とします。

## **3. 「本庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における施策を着実に推進します。**

本市は、市民及び事業者の模範となるべく、自らの事務事業において公共施設内の空調温度の調節、公共交通機関の利用、紙の使用量の削減等、環境に配慮した取組を率先して進めています。

また、さらなる温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量の削減を推進すべく「本庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定及び「本庄市ゼロカーボンシティ<sup>\*</sup>宣言」を実施しており、明確な削減目標へ向けて、計画的な取組を進めるための体制づくり及び施策の進捗管理に努めます。

## **4. ごみの減量及び再資源化の取組を推進します。**

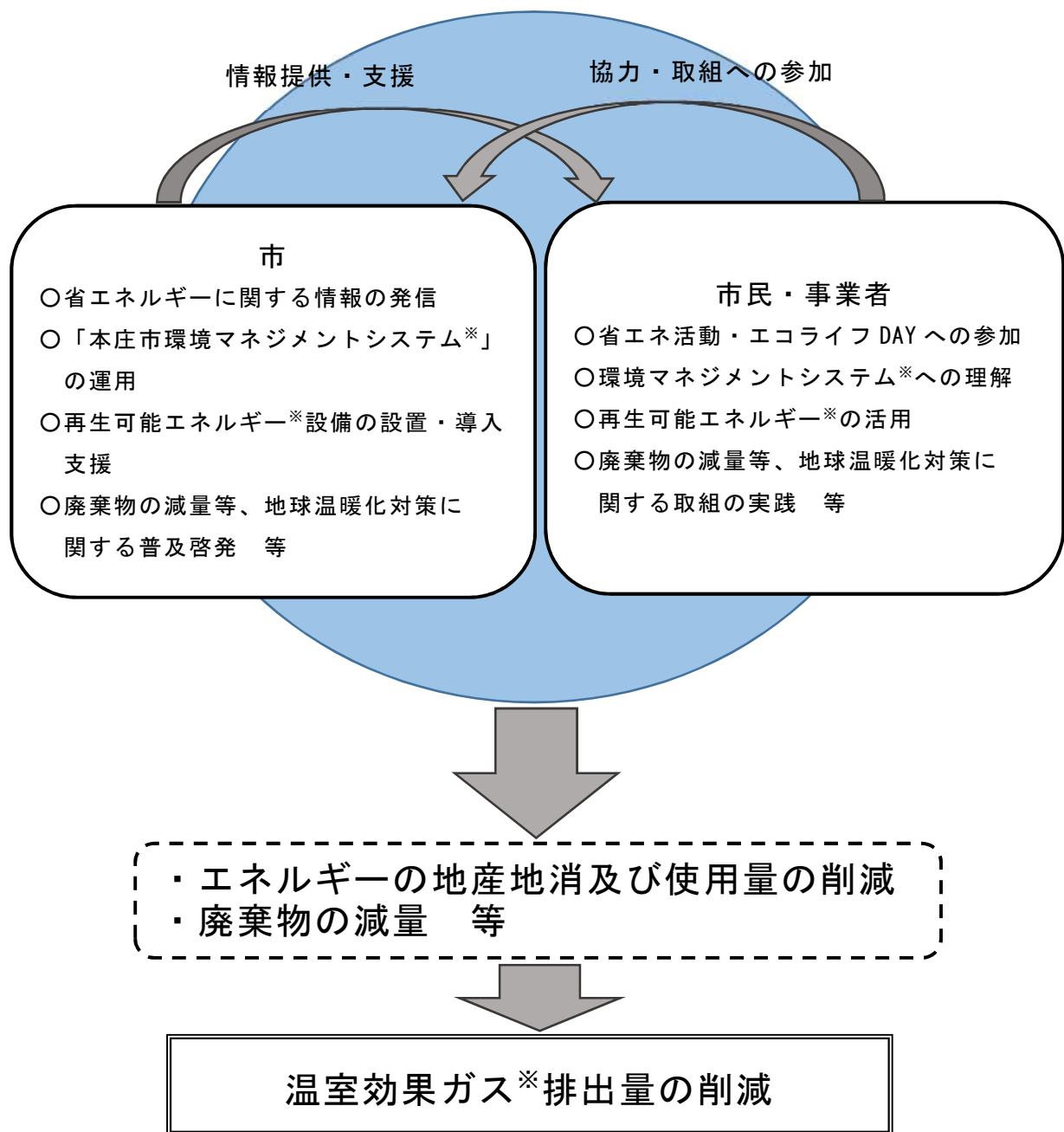
ごみの収集運搬やごみ焼却時の排ガス、埋立地から発生するガス等、ごみ処理工程では多くの温室効果ガス<sup>\*</sup>が排出されます。

そのため、「ごみの減量」や減量につながる「再資源化」が地球温暖化対策においては重要であり、本市では「生ごみ水切り運動」やマイバッグの利用によるごみの減量化等に努めています。今後も引き続き市民への意識啓発を行うほか、再資源化に取り組みやすい環境づくりや情報提供等を行います。

■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 9 年 (2027 年)
市民(子ども)	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習資料などを利用して、理解の向上、行動の実践に努めます。			
市民(大人)	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習資料などを利用して、理解の向上、行動の実践に努めます。			
市民(大人)	省エネ・創エネ等について本市のホームページなどから情報収集を行い、エコライフ DAY への参加や廃棄物の減量等の実践に努めます。			
学校	本市が提供する環境学習資料などを活用した環境教育を進めます。			
事業者	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習資料などを利用した職員への環境教育、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。			
市	地域に根差した地球温暖化防止に関する環境学習のツールとなる資料を提供し、各主体における環境学習への活用を目指します。			
市	「本庄市ゼロカーボンシティ※宣言」における目標達成のため、市民や事業者が省エネ活動へ取り組めるよう支援します。			
市	「本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」における取組を推進し、着実な温室効果ガス※排出量の削減に努めます。			

■取組イメージ



## 2. 森林の保全及び緑の保全

### ■背景

#### <森林の保全>

森林は国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全などさまざまな機能を有し、特に地球温暖化防止においては温室効果ガス\*の吸収源として重要な役割を担っています。

しかし、今日では林業従事者の高齢化や減少に伴い、森林の手入れが行き届かなくなることによる機能の低下が全国的に危ぶまれており、総面積の約 3 分の 1 を森林が占める本市においても例外ではありません。

地球温暖化対策に資する森林を維持するために、森林の適切な維持管理を目的とした人材確保、森林機能を維持・向上する上で必要な活動への支援等、さまざまな視点からの取組が求められます。

#### <公園整備と緑の保全>

緑は、まちの良好な景観を形成するとともに、地球温暖化防止における温室効果ガス\*の吸収源として役割を担っています。地球温暖化等の社会的課題に対応するため、市域の公園や緑について、市民参加による適切な維持管理が必要であると考えます。

### ■これまでの取組状況

#### <森林の保全>

児玉地域は埼玉県中央部森林組合が中心となって森林の維持管理や林業基盤整備を行っています。

今後は、森林における適正な維持管理のため、市民参加型の森づくりも視野に入れ、市民ボランティアによるハイキングコースの整備や森林の活用等により、さまざまな森林機能を維持・向上させていく必要があります。

また、森林の適正管理とともに、森林に関する情報提供や森林を活用した環境学習、イベント等を通じ、林業の活性化を図る担い手の育成支援に努めます。

#### <公園整備と緑の保全>

都市公園\*等において、緑豊かで自然に親しみやすい環境を確保するため、植栽・芝生化等を行い、緑の適切な管理に努めています。

今後は、公園の整備や維持管理において、市民の目線に立った利用しやすい公園づくりを進めるとともに、樹木や花を活用し、市民との協働による緑の保全と緑化の推進に努めます。

## ■施策の概要

### 1. 埼玉県中央部森林組合を支援し、林業の担い手育成に協力します。

本市の森林に関する情報提供や森林・間伐材等を活用した環境学習、イベント等を通じ、幅広い世代の市民へ森林とのふれあいの機会を提供します。







また、森林の果たす公益的な役割や森林整備の必要性などについて、理解と関心を高めるための取組として、特に森林から離れた市街地に居住する市民を対象とした体験型イベントを実施していきます。

### 2. 市域の緑化や緑の維持管理を推進するため、市民ボランティアの人材育成及び支援を行います。

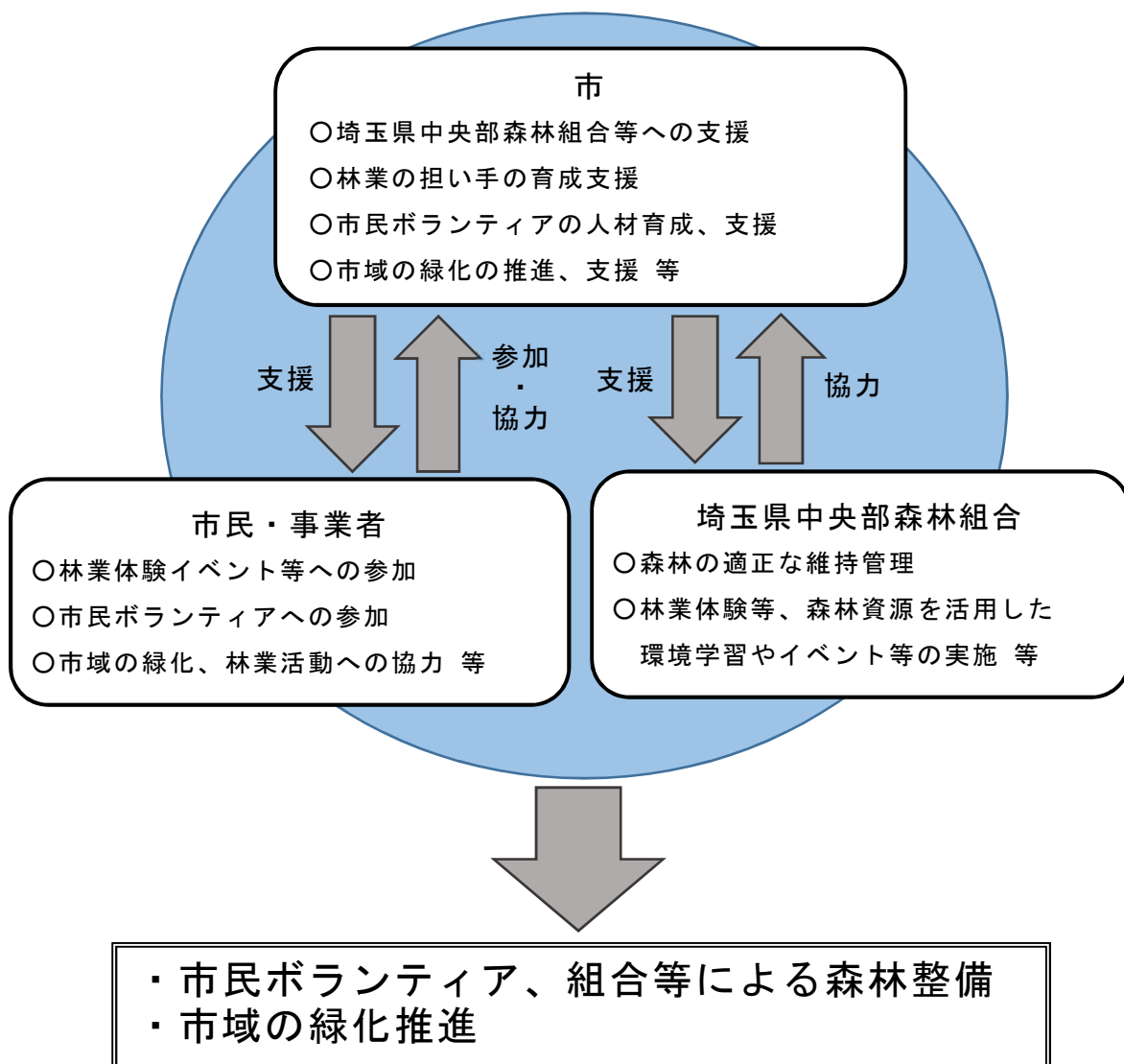
本市の環境情報を積極的に発信するとともに、広報紙やホームページにより市域の緑化や林業体験イベント等、市民参加型のまちづくりに関する情報提供を行います。

また、環境講座の開催により市民ボランティアの推進力となる人材育成に努めるとともに、ホームページ等で市民ボランティアの活動を紹介することで、市全域への水平展開を目指します。

## ■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 9 年 (2027 年)
市民(子ども)	学校における環境教育、林業体験イベント等へ参加し、林業への興味関心を高めるとともに、地域の緑への親しみを育みます。			
市民(大人)	地域の緑に関心を持ち、本市のホームページ等を通じて情報収集を行い、市域の緑化等、市民参加型のまちづくりや市民ボランティア活動に参加します。			
学校	本市と協力し、地球温暖化対策と関連した地域の緑の役割について環境教育を進めます。			
事業者	市民が森林とふれあい、林業への関心を高めることを目的とした、林業体験イベント等の実施に努めます。			
市	広報紙やホームページ等を通じ、市域の緑化や公園の整備等、市民参加型のまちづくりに関する情報を提供します。			
市	市民ボランティアの人材育成に努めるとともに、市民ボランティアによる活動の紹介など、市全域への水平展開を目指します。			

■取組イメージ





### 3. まちの美化に関する取組の推進

#### ■背景

まちの美しい景観を保つためには、水辺や道路沿道など、市内のさまざまな場所での美化活動が必要であり、依然として、不法投棄やポイ捨てに対する通報が寄せられることから、市内の「ポイ捨ての防止」及び「ポイ捨てごみの清掃」について新たな取組の検討が必要と考えます。

ポイ捨て等の多くは、人々の日常的な行動から発生する問題であることから、ポイ捨ての「防止」及び「清掃」においても市と市民の協働により常日頃から取り組むことが求められます。

#### ■これまでの取組状況

本市では不法投棄等の不適正処理防止対策として、埼玉県や周辺自治体、その他の関係機関と連携を図りながら、不法投棄及びポイ捨ての防止に努めてきました。

その中では、全市一斉清掃や、県ポイ捨て禁止条例の周知徹底による市民の美化意識の向上及び意識啓発、ごみの除去等、まちの美化に関する取組をさまざまな視点から進めています。

#### ■施策の概要

##### 1. ホームページやアプリ等をきっかけに、日常的な「ごみ拾い」の普及啓発を検討します。

不法投棄・ポイ捨てはさまざまな地域で問題となっており、近年では多くの自治体においてごみ拾いの取組や支援が進められています。

本市においても、ホームページやアプリ等をきっかけとした市民における「ごみ拾いへの意識づくり」を促進し、多くの市民による日常的なまちの美化活動へつなげることで、良好な景観の創出及び本市の衛生的環境の向上に努めます。

##### 2. 「ごみを捨てない」意識の啓発とともに、地域ごみの「見える化」を検討します。

本市ではこれまで、環境学習やイベントを通じ、ごみの不法投棄・ポイ捨ての予防を目的とした「ごみを捨てない」意識の普及啓発を行っています。

今後も取組を継続するとともに、本市におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての現状を市民・事業者等も把握できるよう、ごみの「見える化」及び見える化したごみ情報の公開を検討します。

また、本市の不法投棄・ポイ捨てが深刻な地域を把握し、効率的な取組の実施を目指します。

### 3. 小中学校や保育園等におけるポイ捨て防止の環境学習を検討します。

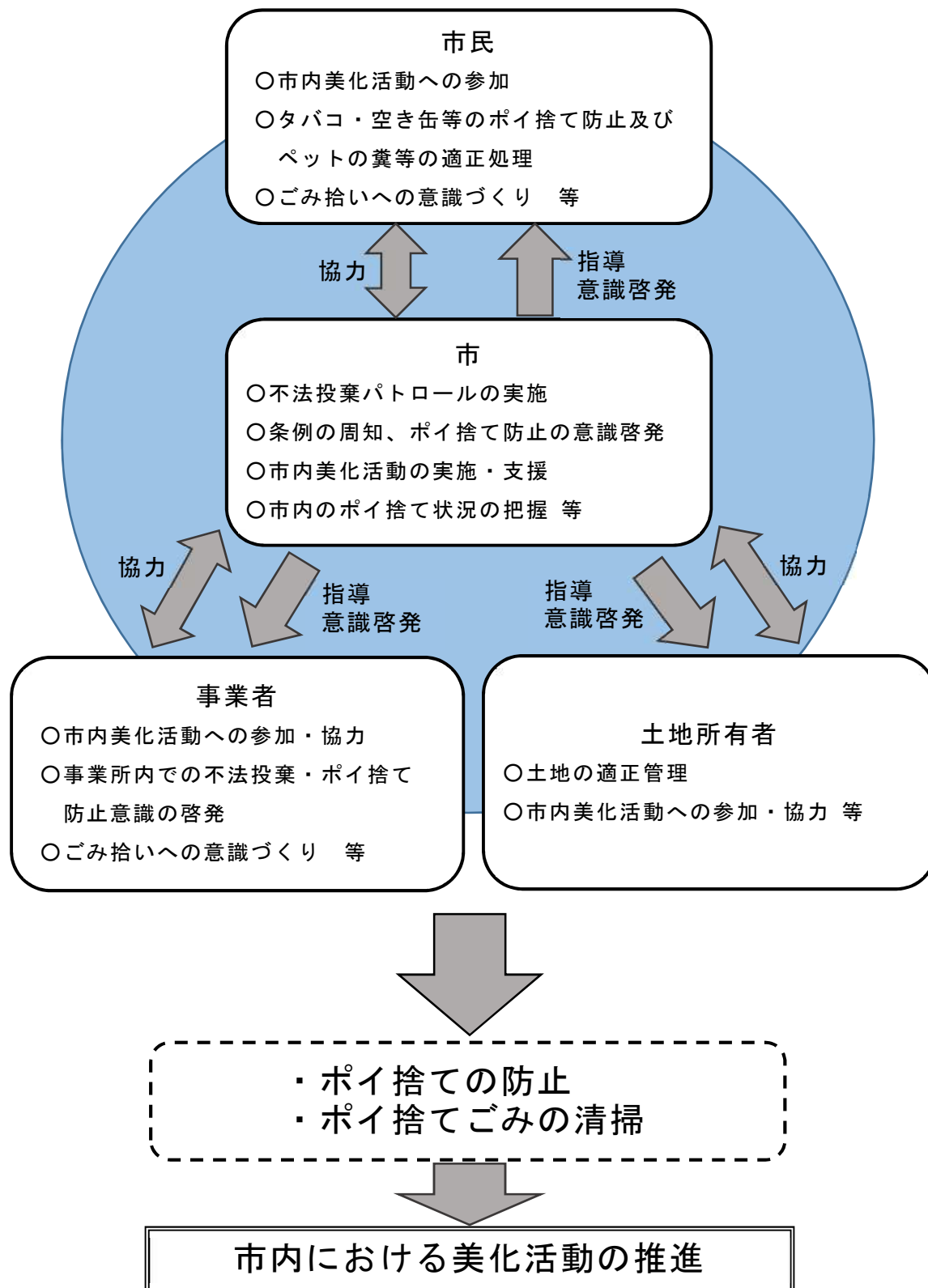
不法投棄・ポイ捨てを行わない意識づくりは、小中学校や保育園等での環境教育を通し、習慣的に行っていくことが大切です。

ごみを捨てない、ごみを清掃することなどが当然のこととして認識される環境をつくるためには、ポイ捨て防止への意識啓発となる環境教育の実施が必要と考えられ、本市ではそれら環境教育が円滑に実施されるよう、関連機関への支援を検討します。

#### ■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 9 年 (2027 年)
市民	ごみの不法投棄・ポイ捨てに関心を持ち、「ごみを適切に処理する」行動の実践に努めます。	→		
市民	市内のごみ状況を把握するとともに、日常的なごみ拾いへの意識づくりを行い、まちの美化活動に協力します。	→		
市	環境学習やイベントを通じ、引き続き「ごみを捨てない」意識の普及啓発に努めます。	→		
市	ホームページやアプリ等をきっかけとした、市民における「ごみ拾いへの意識づくり」を促進するとともに、情報提供や活動への支援等、市民がまちの美化活動に取り組みやすい環境づくりに努めます。	→		
市	市域のごみの「見える化」を検討し、ホームページ等を通じて、市民にもわかりやすい公表を目指します。	→		

■取組イメージ



## 4. 元小山川における水質改善の推進

### ■背景

本市では元小山川、小山川をはじめとした一級河川 6 本のほか、多くの堀や水路が市内を流れています。水質調査より、各地点の BOD\*値は改善していることが確認されていますが、年度により大きく変動してしまうところもあります。

元小山川の BOD\*値についても改善傾向にはありますが、環境基準\*は未達成であることから、これまで行ってきた取組を踏まえ、今後も継続した取組の推進が必要となります。

元小山川におけるさらなる水質改善のためには、市、市民及び事業者の一体となった取組を推進することが不可欠であり、それぞれが水質汚濁の現状を把握し、本市の主導する取組への協力体制づくりを進めることが大切です。

### ■これまでの取組状況

元小山川は湧水を起源とする河川であり、流水域の市街化による湧水の減少や生活雑排水の流入等により悪化した水質の改善を図るため、埼玉県の「川のまるごと再生プロジェクト」による流域整備のほか、本市では生活排水処理施設の整備などを進めてきました。

今後は、引き続きさまざまな視点から水質改善対策を推進することにより、多種多様な水辺の動植物が生息・生育できる良好な水環境の復活を目指します。

### ■施策の概要

#### 1. 公共下水道及び農業集落排水への接続率を向上させることにより、水質改善を目指します。

元小山川の水質改善を目的として、公共下水道等の整備が進められるとともに、整備の完了した地域では公共下水道等への接続が促進されてきました。

今後も継続して接続率の向上を目的とした戸別訪問による声掛け等を行いながら、さらなる普及促進へ向けた取組を実施します。

#### 2. 環境学習やイベント等を通じ、川への親しみを育みます。

市、市民及び事業者が一体となって水質改善を推進し、元小山川の水質を維持するには、一人一人が元小山川における水質汚濁を身近なものとしてとらえ、環境負荷の少ない行動を実践するとともに、本市との協力体制を構築し円滑な取組を推進することが大切です。

そうした行動の基盤づくりとして、本市は小学校等において河川に関する環境学習を推進するとともに、幅広い世代が河川と親しむ機会を創出するよう努め、元小山川をはじめとする河川へ愛着や親しみを育むきっかけとなるよう支援します。

#### 3. PR 等により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽\*への転換を促進します。

本市では単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽\*へ転換する際、設置費用の一部の補助制度を設けています。広報紙やホームページ、または回覧等により、補助金制度を積極的に PR し、合併処理浄化槽\*普及率の向上を目指します。

■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 9 年 (2027 年)
市民(子ども)	小学校等における環境教育を通じ、河川への親しみを持つとともに、水質汚濁に関する環境にやさしい行動の実践に努めます。			
市民(大人)	河川に関するイベント等へ積極的に参加するとともに、河川の水質汚濁に関する情報収集に努め、環境にやさしい行動の実践に努めます。			
市民(大人)	公共下水道等への接続または合併処理浄化槽 <sup>※</sup> への転換を行います。			
市	戸別訪問や広報紙等での呼びかけにより、公共下水道または農業集落排水への接続、合併処理浄化槽 <sup>※</sup> への転換を推進します。			
市	河川に関するイベントの開催や、必要に応じて、小学校等における環境教育の支援を行い、市民における河川への親しみ形成に努めます。			
市	広報紙やホームページを通じ、元小山川をはじめとする河川の水質状況について、市民に分かりやすい情報発信に努めます。			

■取組イメージ

